□長期**優良住宅建築等計画の認定に必要な手数料**(岡谷市手数料条例抜粋 別表第4)

区分						手数	女料の)額	
1 長期優良住宅	(1)	新築住宅	ア 住宅の品質確保の促進等						円
の普及の促進に			に関する法律(平成11年法	1戸建ての住宅			1戸	17,	000
関する法律(平成			律第81号)第6条の2第5	共同住宅、長屋その	他1戸建ての住宅以外の	1棟の戸数が5以下の	1棟	28,	000
20年法律第8			項に規定する確認書(以下こ	住宅		もの			
7号。以下この表			の表において「確認書」とい			1棟の戸数が5を超え	1棟	42,	000
において「法」と			う。)若しくは同項に規定す			るもの			
いう。)第6条第			る住宅性能評価書(以下この						
1項の規定によ			表において「住宅性能評価						
る長期優良住宅			書」という。)又はこれらの						
建築等計画の認			写しが提出された場合						
定の申請に対す			イ ア以外の場合	1戸建ての住宅			1戸	50,	000
る審査				共同住宅、長屋その	他1戸建ての住宅以外の	1棟の戸数が5以下の	1棟	86,	000
				住宅		もの			
						1棟の戸数が5を超え	1棟	155,	000
						るもの			
	(2)	既存住宅	ア 確認書又はその写しが提	1戸建ての住宅			1戸	23,	000
			出された場合		他 1 戸建ての住宅以外の	1棟の戸数が5以下の	1棟	38,	000
				住宅		もの			
						1棟の戸数が5を超え	1棟	60,	000
						るもの			
			イ ア以外の場合	1戸建ての住宅			1戸	73,	000
					他 1 戸建ての住宅以外の	1棟の戸数が5以下の	1棟	144,	000
				住宅		もの			
						1棟の戸数が5を超え	1棟	230,	000
						るもの			
2 法第8条第1	(1)	新築住宅		(ア) 確認書若し	1戸建ての住宅		1戸	2,	000
項の規定による			更(イに掲げるものを除く。)	くは住宅性能評	共同住宅、長屋その他	1棟の戸数が5以下の	1棟	11,	000
認定を受けた長				価書又はこれら	1戸建ての住宅以外の	もの			

期優良住宅建築			の写しが提出さ	住宅	1棟の戸数が5を超え	1 棟	19,	000
等計画の変更の			れた場合		るもの			
認定の申請に対								
する審査								
			(イ) (ア) 以外の	1戸建ての住宅		1戸	16,	000
			場合	共同住宅、長屋その他	1棟の戸数が5以下の	1棟	40,	000
				1戸建ての住宅以外の	もの			
				住宅	1棟の戸数が5を超え	1棟	75,	000
					るもの			
		イ 認定を受けた長期優良住	(ア) 確認書又は	1戸建ての住宅		1戸	8,	000
		宅建築等計画に基づく建築	その写しが提出	共同住宅、長屋その他	1棟の戸数が5以下の	1棟	17,	000
		が完了した住宅の構造又は	された場合	1戸建ての住宅以外の	もの			
		設備の変更		住宅	1棟の戸数が5を超え	1棟	25,	000
					るもの			
			(イ) (ア)以外の	1戸建ての住宅		1戸	22,	000
			場合	共同住宅、長屋その他	1棟の戸数が5以下の	1棟	46,	000
				1戸建ての住宅以外の	もの			
				住宅	1棟の戸数が5を超え	1棟	81,	000
					るもの			
		ウ ア及びイ以外の変更	T	T		1件	2,	000
	(2) 既存住宅	ア 住宅の構造又は設備の変		1戸建ての住宅		1戸	3,	000
		更(イに掲げるものを除く。)	その写しが提出	共同住宅、長屋その他	1棟の戸数が5以下の	1棟	22,	000
			された場合	1戸建ての住宅以外の	もの			
				住宅	1棟の戸数が5を超え	1棟	34,	000
					るもの			
			(イ) (ア)以外の	1戸建ての住宅		1戸		000
			場合	共同住宅、長屋その他	1棟の戸数が5以下の	1棟	69,	000
				1戸建ての住宅以外の	もの			
				住宅	1棟の戸数が5を超え	1棟	112,	000
					るもの			
		イ 認定を受けた長期優良住	(ア) 確認書又は	1戸建ての住宅		1戸	9,	000

	宅建築等計画に基づく建築 が完了した住宅の構造又は 設備の変更	その写しが提出された場合	共同住宅、長屋その他 1戸建ての住宅以外の 住宅	1棟の戸数が5以下の もの	1棟	28,	000
				1棟の戸数が5を超え るもの	1棟	40,	000
		(イ) (ア)以外の	 1戸建ての住宅	% 5 07	1戸	30,	000
		場合	共同住宅、長屋その他	1棟の戸数が5以下の	1棟	75,	000
			1戸建ての住宅以外の	もの			
			住宅	1棟の戸数が5を超え	1棟	118,	000
				るもの			
r	ウ ア及びイ以外の変更				1件	3,	000
3 法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査						2,	000
4 法第9条第3項の規定による管理者等が選任された場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審						2,	000
查							
5 法第10条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査							000

(備考)

- 1 この表の1又は2の場合において、一の申請に係る計画に2以上の棟に係る部分が含まれているときは、同表の1又は2に定める区分に応じ、それぞれ 同表の1又は2に定める額を棟ごとに納付するものとする。
- 2 この表の1又は2の場合において、法第6条第2項に規定する申出があったときは、この表の1又は2に定める額に、別表第3の1に定める区分に応じ、 それぞれ同表の1に定める額を加えた額とする。
- 3 この表の2の(1)又は(2)の場合において、一の変更の申請に同表のア及びウ又はイ及びウの変更が含まれているときは、それぞれア又はイに定める額に ウに定める額を加えた額とする。
- ※別表第3 「建築基準法(昭和25年法律第201号)に関する事務に係る手数料」